

平成 22 年度

事業計画

社会福祉法人 原町成年寮
多機能事業所 奥戸福祉館

I 運営方針

運営の理念

- ①利用者の人権と自己決定を尊重した支援を行います。
- ②利用者の個性と自主性、主体性を大切にした支援を行います。
- ③利用者一人一人が社会人として、生きがいを持てる「働く場」を提供し、社会経済活動への積極的な参加を行います。また、障害の重い方が充実した日々を送れるよう多様な活動を提供します。
- ④「自立と地域生活」を目標に、そのために必要な支援を行います。

運営方針

新体系の障害福祉サービス多機能型事業所に移行して 2 年目を迎えさらなる安定を図ると同時に、障害者自立支援法の廃止の動きに的確な状況判断を行い、混乱のないよう事業運営を行っていく。

また、新規卒業者や GH 利用者の日中活動の場の創設など広がるニーズに対応すべく定員増も視野に入れていくと同時に作業の拡大として給食センター開設準備室を設置し、今後増大する給食の需要に応えていく。

日中活動は生活の安定がなければ成立しない。各家庭との協力関係は当然のことながら、必要とあれば法人内の通勤寮、グループホームと連携し、地域社会生活が継続出来るようにしていく。

II 利用者支援

1 事業所活動

(1)就労継続 B 型事業所

【支援方針】

利用者の工賃増を目指し、利用者職員のパン製造販売の技術力アップを行っていく。製造では引き続き新たな商品開発をする。今年度より新たな販売方法として移動販売車を使用し販売先の開拓や販売方法を検討し売り上げ増を図る。利用者が自分の仕事に責任感や充実感を持てるように出来るだけ多くの作業工程を利用者主導で行えるようにする。製造部と販売部で連携をとり責任所在の明確化をし、作業効率を図る。

衛生面では、定期清掃、手洗いと靴の履き換え、白衣、爪、健康状態の毎朝のチェックなどを行い事故防止の対策を徹底する。また、月に一度ミーティングを開き利用者職員ともに衛生に関する高い意識を持ってもらう。

また、就労移行につなげるため仕事に対する姿勢や技術を身につけられるよう、支援し就労を目指す。

必要に応じて、各グループと連携をとり軽作業やお弁当(給食)作業も行っていく。

○ 販売活動	(売上目標=1600万円)	
・SBB(グループホーム向け土曜日のランチパック)		450万
・モモズレシピ		140万
・プライスチョイス		200万
・リコー売店		100万
・幼稚園、保育園、施設等の給食等		90万
・学童おやつ		90万
・移動販売車(おくだやももちゃん)		220万
・外部販売(イベント等)		170万
・食パンの定期注文		90万
・外部注文		50万

○ 地域生活支援

- ① 自立訓練生活 : 地域生活を体験できるよう、通勤寮、あさぎ・もえぎ寮等を利用して寮生活の体験を行い自立生活の意識を高めていく。
- ② 社会体験 : 必要に応じて施設見学等に行き、働く意欲につなげ仕事への取り組み方を学んでいく。

従たる事業(キッチン KISS)

- ①住所:東京都葛飾区立石 3-17-7-1 階
- ②障害福祉サービスの内容:就労継続 B 型事業所
- ③定員:6名
- ④内容:通所事業所への昼食提供・知的障害者への夕食販売
給食センター開設準備室を開設する。キッチン KISS 及び給食開設準備室で昼食作りとセンター生活支援利用者と結婚世帯への夕食提供を行う。又給食センター開設の研究を行う。

(2)生活介護事業所

【支援方針】

利用者のニーズにあった作業提供と、各々が共に励まし協力し合い、意欲向上を図る事を目的とした支援を行っていく。

作業だけでなく、文化的活動の充実や健康管理、衛生、安全の確保を図る。

必要に応じてパン製造補助を行い、またお茶の販売も行う。

売り上げ目標:320 万円

◆受託作業:220 万円

◇シラコ:120 万 ◇ニッシン:30 万 ◇藤和照明:18 万
◇リベルラ:30 万 ◇住友不動産:12 万
◇かわら版=5 万 ◇その他=5 万

◆自主生産:100 万

◇ウエス:45 万 ◇アルミ缶:5 万 ◇お茶:50 万

①地域生活支援

その 1 通勤寮、あさぎ・もえぎ寮または、東立石生活寮を利用して地域生活を体験することにより、将来の選択肢の幅を広げる。

その 2 月一回の地域清掃を行い、地域の貢献と帰属意識を高める。

その 3 町会・自治会活動との交流を含めた連携を模索する。

②作業外活動

その 1 体力づくり 毎日 15:00～ ラジオ体操。必要に応じてストレッチ・マッサージなどを行い体力の維持・向上を図る。

その 2 教養講座 買い物講座を年 2 回程度、昼食プログラムを適時に行う。金銭を使う楽しさと適切な使い方を学ぶ。

その 3 余暇 必要に応じて地域散策や園芸、趣味・年齢に応じたプログラムを実施する。余暇を楽しみ、社会経験を増やす。

2 余暇支援

年 2 回、休日に自由参加の余暇活動を実施する。安全面に十分な配慮をして利用者の意向を汲みながら楽しい企画を提供する。楽しさをみんなで共感し合い、連帯感を育む活動としたい。

3 就労支援

【就労援助】

企業への就職を希望する利用者やその可能性のある利用者に対し、情報提供等を通して就労への意欲を高め、企業実習への取り組みや施設外就労を視野に入れ就職に向け支援する。

正規雇用にこだわらず、パート雇用など利用者の能力や適性、体力等の状況に応じた援助、職場開拓を行い、可能な限り実習等の機会を提供して、段階を踏みながら自立に向け支援を行う。

マクドナルドで短期就労している利用者については、引き続き定期的な職場訪問を行い、就労先との連携を密にし安定就労ができるよう援助を実施する。

【葛飾区就労支援事業(葛飾区補助事業)】

葛飾区障害者就労支援センター、原町成年寮就労支援チームと連携を強め、福祉館利用者の一般就労の機会の拡大を図る。

そのため、日々の授産活動、センター実習、区役所実習、カフェ CHA!CHA!CHA!プライスチョイス等の中間的就労の場の活用や企業実習の取り組み、就労情報の提供、企業見学、就労教育を行う。

4 保健

【方針】

利用者の健康維持の為、日々の健康状態を観察し保護者、医師との連絡を密にし健康状態を把握する。また生活習慣病、疾病の予防、早期発見に努め通院加療の判断や保護者へのアドバイス等を行う。

(1)健康管理

①身体測定 年1回[項目] 身長・体重・体温・脈拍・血圧

体重測定 毎月25日

②健康診断 年1回・嘱託医による聴打診 年1回

[項目] 身長・体重・肥満度・体脂肪率・視力・血圧・検尿(糖・蛋白)・心電図・胸部X-P・内科問診・血液検査(肝機能・腎機能・脂質・貧血・血糖)・メタボリックシンドローム判定

③歯科検診 年2回(6月・1月) 歯磨き指導 年2回(7月・2月)

(2)嘱託医との連携

嘱託医との協力関係を維持し、毎月相談日を設けて健康相談や診察等を行えるよう連絡調整をする。

(3)衛生管理

O-157、ノロウイルス、インフルエンザ等、感染のおそれのあるものについては発生時期に注意を促し感染の予防に努める。

①うがい、手洗い、手指消毒の励行

②細菌検査(検便)

・利用者、職員は年1回行う。

・パン従事者は年4回、給食従事者は年12回行う。

(4)職員健康管理

心身の健康を保持するためには各人が健康に十分配慮をはらうと共に、健康診断については本人が自覚していない潜在性の病気や異常が発見されることもあるので必ず行う。

① 員の健康診断(成人病検診)年1回(11月～12月)

[項目] 身長・体重・肥満度・視力・聴力・検尿(糖・蛋白)・心電図・胸部 X-P・胃 X-P・血液検査(肝機能・腎機能・脂質・貧血・血糖)・メタボリックシンドローム判定

* 節目対象者は人間ドックを行う。

(5)年間予定

4月	内科相談	細菌検査(給食)	10月	内科相談	細菌検査(給食)
5月	内科相談	細菌検査 (職員・パン・給食)	11月	内科相談	細菌検査(給食)
6月	内科相談	歯科検診 細菌検査(給食)	12月	内科相談	細菌検査(パン・給食)
7月	内科相談	歯磨き指導 細菌検査(給食)	1月	内科相談	歯科検診 細菌検査(給食)
8月	内科相談	細菌検査(給食)	2月	内科相談	歯磨き指導 細菌検査(給食)
9月	内科相談	利用者健康診断 細菌検査(給食)	3月	内科相談	細菌検査(パン・給食)

5 給食

(1)栄養指導

肥満傾向にある利用者や健康診断の結果、食事療法が必要と思われる利用者については、必要なアドバイスを行う。

(2)給食指導

- ①利用者へ昼食の提供をする。
- ②栄養給与目標量

熱量	719kcal	炭水化物	108.8g
蛋白質	21.0g	食塩	3.1g
脂質	17.5g		

(備考:1食あたり平均 個々の利用者の健康状態等により考慮)

③給食に関する保健衛生管理

- ・細菌検査実施計画～栄養士、給食調理従事者 月1回
- ・給食施設、設備に対する配慮

* 昆虫等の防除設備(網戸)及びネズミの侵入防止設備の定期点検を行い、必要があれば補修する。

- * 手洗いには、手洗いに適当な石鹸、爪ブラシ、ペーパータオル、殺菌液等を定期的に補充し、常に使用できる状態にして置く。
- * 食器の熱風消毒を常時実施する。
- * 米穀、調味料、乾物類は衛生上、十分配慮した場所に保管する。
- * 厨房等の害虫駆除を年2回実施する。

④給食委員会

- ・月1回開催
- ・検食状況、喫食状況など給食全般について評価する。

(3) 検食・保存食

①検食の方法

・検食責任者を決め 1食分としてそれぞれの食品の量が適当か、味付け、香り、色彩、形態などが適切になされているか、食した時間、意見を検食簿に記録する。

②保存食

・保存食は、原材料及び調味済み食品を 50g 程ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封し冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存する。

6 行事

(1) 館内行事

入館式	4月1日
みんなの集い	毎月第一出勤日
利用者自治会行事	適時

(2) 全館行事

実施月日	行事名	内容・目的など
10月24日	地域交流事業やまもも祭	地域交流
12月	原町忘年会	法人総会と施設利用者、家族、職員の交流
7月22日～23日	宿泊旅行	利用者の慰労と見聞を広める

7 地域交流

【地域交流】

近隣の学校や町会及び地域の方とのふれあいを通して、利用者それぞれが地域の一員であり、生活する地域を大切にしていきたいという意識を持つように働きかける。

交流や連携をとることにより、地域の方には障害者に対する間違った解釈や偏見を取り除き、理解を深めてもらうような取り組みを行う。

【ボランティアの受け入れ】

ボランティアの受け入れを積極的に行い、ボランティア活動の機会を提供することで地域サービスの向上となり開かれた施設になるよう努めたい。また、利用者にとっても外部の人との共通の体験を通して、社会性を持ち、豊かな人間関係を得ることで施設の活性化をはかりたい。

8 利用者自治会

利用者自ら自分たちの活動を考え工夫し自主的に行うことによって、自己決定や自己選択の力をつけていくことを目的とする。

運営にあたっては選挙で選出された利用者の代表である役員7人を中心に組織され、定期的な会合を行っていく。

利用者各自が自治会の一員としてそれぞれの役割と責任をもって果たせるよう、利用者の自治会活動に取り組む活動を大切にして側面から支援していく。

9 家族との交流

新体系に移行して2年目を迎え、安定的な運営を図るため家族との連携を強化する。

- (1) 家族連絡会～隔月開催
- (2) 必要に応じ臨時の家族連絡会
- (3) 個別面談及び家庭訪問～必要に応じその都度実施
- (4) 連絡帳を活用した家庭とのコミュニケーション
- (5) 家族連絡会等での学習会の開催～福祉情報の提供、健康管理等に関すること。

10 広報活動

奥戸福祉館全体の活動の様子を伝える家庭向けの通信を発行する。発行月は隔月奇数月とする。状況によって臨時号を発行する。

法人の原町かわら版は、発行回数が増えるよう、読みやすい紙面になるよう法人の広報委員と協力してとりくむ。

ホームページ、ブログの更新が定期的に行えるよう模索していく。

Ⅲ 管理運営

1 組織体制

就労継続B型事業所 定員 21 名(うち従たる事業所 6 名)
生活介護事業所 定員 30 名

2 会議

職員会議 月 1 回:第 4 金曜日 16 時 30 分～ 全職員
主任会議 月 1 回:第 2 水曜日 及び館長招集時 館長・副館長・主任・事務主任
拡大主任会議 館長招集時:主任会議メンバー+キャップ
各事業所ケース会議 月 1 回 第 1 週
各事業所合同会議 月 1 回 第 3 水曜日

3 全館行事及び余暇支援

日時	内容
4 月 1 日	入館式
5 月 1 日	余暇支援
7 月 22 日～23 日	宿泊旅行
10 月 24 日	地域交流事業(やまもも祭)
12 月 日	原町忘年会
12 月 26 日	余暇支援
1 月 11 日	成人を祝う会

4 委員会等

- ・広報委員会
- ・工賃支給検討委員会
- ・保健委員会
- ・防災安全委員会
- ・給食委員会
- ・リスクマネジメント委員会

- ・販売イベント調整担当
- ・地域交流

- ・利用者自治会
- ・ボランティア

- ・就労支援担当
- ・セクシャルハラスメント相談委員

5 研修

(1) 外部研修

- ・必要な研修に職員を派遣する。

6 防災安全管理

利用者が災害弱者であることを十分認識し、日常の安全管理には十分注意し、万一の災害の発生に備え、被害防止のために万全を期する。

- (1) 消防計画に基づき予防対策、消防対策、震災対策を講じる。
- (2) 非常災害発生を想定して、定期的に防災・避難訓練等を実施する。

実施月	種別	備考
4月	防災教育	消防計画・自衛消防隊について(職員)
5月	震災訓練	震災想定による避難訓練
7月	避難訓練	通報、消火訓練
9月	避難訓練	消火避難訓練
1月	避難訓練	通報、消火、避難訓練
2月	防災教育	消防署による映画の上映と話
3月	総合訓練	

- (3) 本田消防署の協力を得て、災害防止の意識高揚を計るため、利用者及び職員に対して防災教育を行う。
- (4) 防火管理者資格取得の推進
- (5) 葛飾区地域防災無線の定期通信訓練の実施。(毎月第3水曜日)
- (6) 下記施設点検の確実な実施。
- (7) 台風及び降雪時の緊急連絡対応。

7 苦情解決

利用者及び家族等から苦情や意見が出しやすいような環境を整備し、本制度が有効に活用されるよう努め、サービス内容の充実と改善を図る。